



沢辺税理士事務所通信 「STORY」

平成26年11月1日号
NO.007

使える！所得拡大促進税制

平成26年度より所得拡大促進税制が改正され使いやすくなっています。すごくざっくりいいますと、前期や基準年度より給与の支払額が増加(親族等への給与除く)した場合に、増加額の10%の税額を控除できます(法人だけでなく、個人事業主も)。設立、開業1年目でも人を雇用すれば使えるため、結構使えるケースがあります。給与増加額の10%を税金から引いてくれるとは、さすが所得拡大を訴えるアベノミクス！なかなかのばらまき太っ腹です。当事務所では、決算時ごとに適用の可否を当方で必ず検討して参りますのでご安心ください。実際の適用には細かい計算がありますので、給与関係の書類を確認させていただくようになりますので、よろしくお願いたします。

NISAの考え方。そしてNISAで買うべき銘柄は・・・

平成26年からNISA口座の取引が開始されました。金融庁によりますと、NISA口座の開設数は平成26年6月末現在で727万口座だそうです。ざっくり言いますと、NISA口座では毎年年間100万円まで株式等の買付ができ、その株式等の譲渡益や配当金に係る税金(20.315%)が5年間非課税になる、というものです。NISAは長期投資に適する一方、譲渡損失が他の株式譲渡損等と通算(相殺)できないというデメリットもあります。

結論から言うと、このNISA、使いにくいです。年間100万円の枠は改正により拡大する動きもありますので、そうなるとまた話は別ですが、現状では使いにくい。そこで、NISAの新しい使い方をご提案します。その使い方は、(スペースの都合上)事務所ホームページのブログをご覧ください。

三重の節税！老後資金は法人契約の生命保険で積み立て

～事務所HPブログより～

公的年金だけでは老後の資金が不安な世の中です。ある程度自分でも蓄えが必要なのは言うまでもありません。でも、給与の手取りから毎月5万円積み立てているという法人の経営者様、ちょっと待ってください。「個人のお金も法人のお金も自分が管理している」ならなおさら、法人契約の生命保険を活用して積み立てると三重の節税になることはご存じですか？

個人契約ではいくら多額の生命保険をかけていても、個人の所得から引いてくれる金額は年間5万円とか10万円位までです。税金にすると、2万円とか、その位しか減額になりません。一方法人契約ですと、掛金の半額が法人の経費(損金)になるような契約が多いです。100万円かけたら50万円が経費です。税金にすると、実効税率が26%とすると13万円の節税です。

法人契約の生命保険を活用することで、積立のために役員報酬の増額をしなくてもいい点も考慮しますと、法人税の節税、個人の所得税・住民税の節税、社会保険料の節約、という三重の節税効果があるわけです。実際には小規模企業共済や定期預金、株式・投資信託なども組み合わせて蓄えるわけですが、せっかく法人オーナーでしたら、生命保険を活用しない手はありません。

この記事の詳しい内容は事務所ホームページのブログをご覧ください。  [税理士 沢辺](#) で検索

沢辺税理士事務所 株式会社沢辺会計コンサルタント

〒732-0811 広島市南区段原三丁目9番25号 コンフォートNビル404

TEL 082-236-3935 FAX 082-236-3936 HP: <http://www.sawabe-ac.jp>